

会員制健康診断【CELEB】法人会員会則

第1条(名称)

本サービスは、「会員制健康診断【CELEB】」(以下 CELEB という)と称します。

第2条(所在地)

CELEB の所在地は、名古屋市昭和区山手通二丁目 7-7 東名古屋画像診断クリニック内とします。

第3条(管理・運営)

CELEB の管理・運営は、医療法人名古屋放射線診断財団(以下財団という)が行います。

第4条(目的)

CELEB の目的は、がん等の疾病を早期発見するために PET-CT をはじめとする各種検査による健康診断を行い、会員へ速やかに診断結果を報告することにあります。

第5条(会員の資格)

- 1 会員は、CELEB の目的を理解し同意する法人・団体等(以下法人等という)を対象とします。
- 2 原則として会員は 20 歳以上の者とします。但し財団が認めた場合はこの限りではありません。
- 3 会員は、所定の入会申込書を提出し財団の承認を得られた日をもって、会員資格を取得するものとします。
- 4 会員は、法人・団体等に所属する者および家族とします。

第6条(入会手続)

- 1 CELEB に入会を希望する法人等は、所定の入会申込書を提出することとします。
- 2 入会申込書には、法人等の代表者氏名の記入と社印を押印することとします。
- 3 入会日は、所定の入会申込書を提出し財団の承認を得られた日とします。
- 4 財団は会員証を発行し、会員の資格を証明するものとします。

第7条(入会金)

- 1 入会金は、所定の金額を納入するものとし、一旦支払われた入会金はこれを返還いたしません。
- 2 入会金は、入会申込時又は入会申込後速やかに納入するものとします。

第8条(会員資格の有効期間)

- 1 会員資格の有効期間は、特に定めはないものとします。
- 2 法人内登録者の最終受診日から 10 年を経過した場合、会員資格を喪失するものとします。

第9条(健康診断費及びオプション検査費の納入方法)

- 1 健康診断費及びオプション健診費は、健康診断受診日又は健康診断受診後速やかに納入するものとします。
- 2 健康診断を申し込む場合は、6 ヶ月以内に全ての検査を受診することとします。会員の都合により受診しない場合は失効とし、健康診断費は返還いたしません。

第10条(健康診断費及びオプション健診費の改定)

健康診断費及びオプション健診費は、経済事情の変動等により改定することがあります。

第11条(健康診断の予約と受診)

- 1 会員は、入会初年度においては、入会日以降に健康診断の受診予約を行うことができるものとします。
- 2 健康診断予約は、健康診断予約表及び個人情報登録票に必要事項を記入の上、財団に申し込むこととします。
- 3 財団は、次年度以降、健康診断予定日の 2 ヶ月前に会員に対し、健康診断の案内を行うものとします。
- 4 財団は、健康診断予約の内容を確認した後、当該会員に対し書面その他財団が適当と認める方法により、受診日時を通知するものとします。

第12条(会員の特典)

- 1 会報等による健康及び先端医療情報の提供
- 2 会員個々の健康情報の保管管理による継続的な健康管理の推進
- 3 提携医療機関の紹介
- 4 健康診断の結果において異常所見が認められた場合の PET-CT 再検査無料(3~6 ヶ月後)

第13条(会員の心得)

- 1 会員は本会則に従うものとします。
- 2 各種検査を受ける際には、それぞれの検査の注意事項を厳守することとします。

第14条(会員資格の譲渡禁止)

CELEB の会員資格はこれを他に譲渡・転売・貸与できないものとします。又、質入その他の担保に供することもできないものとします。

第15条(名義変更)

- 1 会員資格は原則として名義変更はできません。
- 2 法人等の名称変更等による会員資格の移転を伴わない名義の書換えは、届出により無償にてこれを行うことができるものとします。

第 16 条(退会)

- 1 CELEB を退会する場合は、会員証を添付の上、退会届を提出することとします。
- 2 退会にあたっては、退会する日の属する年度の検査が終了している場合、すでに納入されている健康診断費は返還いたしません。又、健康診断費が未納又は不足の場合は、これを直ちに完納していただきます。但し、退会日の属する年度の検査を受けていない場合は徴収いたしません。又財団に過納金がある場合は返金することとします。
- 3 前項のほか、財団又は提携医療機関に対する金銭債務等未納金がある場合は、これを直ちに完納していただきます。
- 4 納入された入会金はこれを返金いたしません。

第 17 条(会員資格の停止・除名)

財団は会員が下記項目に一つでも該当した場合、資格の停止・除名をすることができるものとします。

- 1 健康診断費等の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき
- 2 財団又は CELEB の名誉・信用を毀損し又は秩序を乱したとき、若しくはその恐れが極めて強いと財団が認めた場合
- 3 財団又は提携医療機関の施設や設備を故意に破損したとき
- 4 本会則に明らかに違反したとき
- 5 その他、財団が会員として不適当と認めたとき
- 6 行方不明、その他音信不通となったとき

第 18 条(会員資格の喪失)

会員は次の場合、その会員資格を失います。

- 1 会員の希望による退会
- 2 法人等の解散
- 3 破産、清算等
- 4 除名
- 5 第 8 条に基づく長期未受診による喪失

第 19 条(変更事由の届出)

会員は、住所・連絡先その他入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに財団に届け出るものとします。

第 20 条(休業・閉鎖・利用制限)

財団は、日・祝祭日及び年末年始を休業日とします。その他、検査施設の整備などやむを得ない事由が発生した場合には休業することがあります。又、次の事由により検査施設の全部又は一部を閉鎖することがあります。但し、これらの場合には速やかに会員に通知するものとします。

- 1 天災・地変その他やむを得ない事由により検査施設利用が不可能なとき
- 2 検査施設の法定点検又は補修や改修をするとき
- 3 法令の制定・改廃あるいは行政指導によるとき
- 4 その他やむを得ない事由があるとき

第 21 条(運営関与の禁止)

会員は CELEB の運営には関与することができないこととします。

第 22 条(改正)

- 1 本会則の改正は、財団が必要に応じてこれを行うことができるものとします。
- 2 その効力はすべての会員に及ぶものとし、会員は改正後の会則に従うものとします。

第 23 条(管轄裁判所)

財団と会員との紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、財団の主たる事務所を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とすることをあらかじめ合意するものとします。

第 24 条(その他)

本会則に定めのない事項について、問題が発生した場合はその都度協議のうえ解決することとします。

第 25 条(個人情報の取扱い)

財団は、会員の個人情報を適切に取得、利用及び管理するものとします。

個人情報の取扱いに関する詳細は、財団が別途定める「個人情報保護方針」によるものとします。

平成 16 年 8 月 1 日 制定

平成 18 年 9 月 1 日 改定

平成 20 年 1 月 1 日 改定

令和 8 年 10 月 1 日改定